

京都市上下水道企業管理規程第17号

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を次のように改正する。

第22条第2項本文中「1,000分の10」を「1,000分の5」に改め、同項ただし書中「会員のうち給料月額が250,000円を越える者は、これを250,000円であるものとみなし、また、」を削る。

第28条第2号中「2名」を「3名」に改め、同条第4号中「5名」を「4名」に改める。

第29条第1項中「うち1名」を「うち2名」に改める。

第33条を削り、第34条を第33条とし、第35条から第37条までを1条ずつ繰り上げる。

第38条中「第35条」を「第34条」に改め、同条を第37条とし、第39条から第42条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)